

(下請負又は再委託契約の受注者用)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(下請負又は再委託契約の発注者)

様

(下請負又は再委託契約の受注者)

住所 (所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕  
〔 代表者名 〕

印

下記1の工事請負、委託又は物品売買契約の履行に伴い、下請又は再委託契約を締結するに当たり、南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記の2とおり誓約します。

### 記

#### 1 市発注契約

- (1) 番号及び名称 \_\_\_\_\_
- (2) 発注者 南あわじ市長 守 本 憲 弘
- (3) 受注者  
ア 住所 (所在地) \_\_\_\_\_  
イ 氏名 (名称・代表者名) \_\_\_\_\_
- (4) 下請負工事及び再委託契約の発注者  
ア 住所 (所在地) \_\_\_\_\_  
イ 氏名 (名称・代表者名) \_\_\_\_\_

#### 2 誓約事項

- (1) 下請負又は再委託契約の受注者は、次のアからウまでに該当しません。  
ア 条例第2条第1号で規定する暴力団  
イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員  
ウ 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
- (2) この契約の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としません。
- (3) 受注者が前2号のほか下請負又は再委託契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べません。
- (4) 上記1(2)の発注者が、受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、役員一覧表その他必要な情報の提供を求めた場合は、遅滞なくこれに協力し、提供します。
- (5) 上記1(2)の発注者が、この誓約書の写し及び前号により提供のあった情報を所管の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長にこの項第1号及び第2号に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用することについて意義を述べません。
- (6) 下請契約又は再委託契約を締結した場合は、下請負人等から、この誓約書と同内容の誓約書を各下請契約又は再委託契約の締結時に提出させ、1(4)のこの契約の発注者を通じて1(3)の受注者に提出します。
- (7) 下請負人等が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請負人等がこれに応じないときは、その旨を1(4)のこの契約の発注者を通じて1(3)の受注者に報告します。
- (8) この契約の履行に伴い、暴力団等から履行の妨害その他の不当な手段による要求（以下、「不当介入」という。）を受けたときには、1(4)のこの契約の発注者を通じて1(3)の受注者に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力をいたします。
- (9) 下請負人等に対し、当該下請契約又は再委託契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、1(4)のこの契約の発注者を通じて1(3)の受注者に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- (10) 下請負人等から不当介入を受けたという報告を受けたとき、又は下請負人等が不当介入を受けたことを知ったときには、1(4)の発注者を通じて1(3)の受注者に報告します。

## 南あわじ市暴力団排除条例（抜粋）

## (定義)

## 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア) 又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

## 第3条～第5条（略）

## (市の事務及び事業における措置)

第6条　市は、契約に係る事務、その他全ての市の事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。